



2020年5月22日

各 位

会社名 西菱電機株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 西井 希伊  
 (コード番号 4341 東証第2部)  
 問合せ先 取締役 経営企画本部 本部長 金井 隆  
 (TEL 06-6345-4160)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、2020年6月23日開催予定の第54回定時株主総会に、下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、2002年4月1日に執行役員制度を導入し運用してまいりましたが、事業環境の変化に対しより柔軟に対応し、更なる意思決定の迅速化及び機能的な業務執行を実現するとともに、執行役員規則との重複記載を解消するべく、執行役員に関する規定を一部変更するものであります。
- (2) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第6章 執行役員	第6章 執行役員
(執行役員の員数)	(執行役員)
第41条 <u>当会社の執行役員は、10名以内とする。</u>	第41条 <u>当会社は、取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u>
(新 設)	2. <u>執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規則による。</u>
第42条 <u>執行役員は、取締役会の決議によって選任する。</u>	(削 除)
2. <u>執行役員は、取締役および従業員の中から選任するものとする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(執行役員の職務)</u>  第43条 執行役員は、取締役会の決定した業務の執行を行う。  2. 取締役社長は、執行役員の職務の執行を総括し、指揮監督する。  3. 執行役員は、業務の執行状況を取締役社長に報告しなければならない。  また、必要と認められる場合には、取締役会に出席し、報告または説明を行わなければならない。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(執行役員の任期等)</u>  第44条 執行役員の任期は、1年とする。  2. 取締役会は、任期の途中であっても執行役員を解任することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(執行役員規則)</u>  第45条 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規則による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第7章 計 算  第46条～第49条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算  第42条～第45条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月23日  
定款変更の効力発生日 2020年6月23日

以 上